

平成26年度社会教育主事専門講座実施要項

1 趣 旨

社会教育主事として必要な高度かつ専門的な知識・技術に関する研修を行い、都道府県の指導的立場にある社会教育主事としての力量を高める。

平成26年度テーマ：「社会教育施策を展開する『戦略』をいかに組み立てるか」

テーマ設定理由：

社会教育行政が従来の「自前主義」から脱却し、ネットワーク型行政を推進する中で、各々の施策等において様々な行政部局をつなぐ役割を果たし、幅広い分野で社会教育の機能を生かしていくことが求められている。このような中、経験のある社会教育主事には、全庁的な施策体系における社会教育行政の立ち位置を認識し、政策的・財政的にも根拠となるデータ等を示しながら施策を企画・立案する、エビデンスに基づく社会教育行政を推進する能力を培うことが重要である。そこで本講座のテーマを設定し、広域行政をつかさどる専門的教育職員としての役割を再考するとともに施策を戦略的に企画・立案する能力の向上を促す研修とする。

2 主 催

文部科学省

国立教育政策研究所（社会教育実践研究センター）

3 期 間

平成26年11月11日（火）～11月14日（金）（4日間）

4 対 象

都道府県及び指定都市教育委員会が推薦する次の者

- (1) 都道府県及び指定都市教育委員会の社会教育主事等での勤務経験が2年目以上の者
- (2) 都道府県及び指定都市立生涯学習・社会教育センターの社会教育主事等での勤務経験が2年目以上の者
- (3) 上記(1)～(2)と同等の職務を行うと主催者が認めた者

※趣旨のとおり、本講座は、ある程度経験を積んだ社会教育主事等を対象とした内容で構成していますので、推薦の際には御配慮ください。

5 定 員

50 人

6 会 場

国立教育政策研究所社会教育実践研究センター

〒110-0007 東京都台東区上野公園12-43

TEL 03-3823-8420 FAX 03-3823-3008

7 研修方法、主な内容及び講師

別表1のとおり

※なお、今回、試行的にインターネット上の双方向遠隔会議システム等を活用し、希望する都道府県・指定都市と講座内容の一部若しくは全部をリアルタイムに共有して実施することを検討しています。遠隔での講座受講に興味がある場合は、当センター担当までお問合せください。

8 日 程

別表2のとおり

9 受講者の推薦手続

都道府県・指定都市教育委員会は、受講希望者の所属する関係機関から受講申込みを受け、適任者を選考の上、平成26年10月8日（水）までに受講申込書（別紙様式1）及び推薦書（別紙様式2）を各1部、国立教育政策研究所社会教育実践研究センター宛てに送付してください。

10 受講者の決定

文部科学大臣は、都道府県・指定都市教育委員会の推薦に基づき受講者を決定し、当該教育委員会・法人等に通知しますので、当該教育委員会・法人等は本人に通知をお願いします。

11 修了証書

当該専門講座の全日程を受講するとともに、提出された事前レポート及び事後レポートをもとに文部科学省より修了証書を授与します。

※事前・事後レポートについて

様式・提出方法は次のとおりとします。

様式：A4判 横書き，文字 10.5ポイント，字体 MS明朝

提出：電子メール（Email:inoue@nier.go.jp）

(1)事前レポート（800字程度，40字×20行）

内容： 所属する自治体の社会教育計画（生涯学習推進計画等）について，計画を進める上で，担当者として考える推進上の課題を述べてください。なお，当該計画等の概要が分かる資料（既存の資料で構いません）を添付して提出してください。

また，演習の班編制の参考にするため，職場で担当する分野（推進体制整備，家庭教育支援，青少年教育，成人教育，高齢者教育，人権教育，女性教育等）を氏名とともに書いてください。

提出期限：受講決定後～平成26年10月31日（金）

(2)事後レポート（1,200字程度，40字×30行）

内容： 研修成果を踏まえた各所属における施策・事業の企画・立案における改善についての提案

提出期限：平成26年11月28日（金）

12 受講に要する経費

受講に要する旅費等は、受講者側の負担とします。資料代等の負担金はありません。

13 持参品

(1)印鑑（認め印でよい）

(2)当日持参資料

各所属の計画や施策を基にした演習を行いますので、担当する教育分野における、近年の施策・事業の立案や予算要求等の状況が分かる資料（政策協議資料、予算要求書、事業・研修の企画書等）を、御自分の手持ち資料として持参してください。

(3)モバイルパソコン等（任意）

演習では、パワーポイント、ワード等を使用し、研究発表資料を作成いただくこととしていますが、可能な範囲でモバイルパソコン等の持参をお願いします。持参が難しい場合は、台数に限りがありますが、当センターにて貸し出します。

14 開館時間

国立教育政策研究所社会教育実践研究センターの入館は9時00分以降とします。

15 健康管理について

受講申込みの際は、申込書（別紙様式1）の「健康状況」の欄に該当する事項をもれなく御記入ください。また、受講申込み後に生じた疾病等についても当センターに御連絡いただくようお願いします。

16 宿泊について

当センターに宿泊施設はありません。宿泊予定の方は、近隣のホテル等を各自で手配して下さるようお願いします。

17 その他

(1) 実施要項についての問合せは、国立教育政策研究所社会教育実践研究センター普及・調査係（03-3823-8420・8681）までお願いします。

(2) 国立教育政策研究所社会教育実践研究センターの館内は禁煙です。喫煙は所定の場所で行ってください。

(3) 研修期間中の方が一事故やけがに備えて、傷害保険等に加入するなどして、各自の責任で万全を期してください。

(4) 当センターには、駐車・駐輪スペースがありません。お越しの際は、公共交通機関をご利用ください。